

別紙2
【開示しない部分及びその理由】
受付番号:〇〇

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
1	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
2	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
3	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
4	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
5	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
6	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
168	平成○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
169	平成○年○月○日 ○時○分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
170	平成○年○月○日 ○時○分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の一部 【詳細】の一部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

別紙2
【開示しない部分及びその理由】
受付番号:〇〇

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
1	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
2	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
3	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
4	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
5	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
6	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。